二　最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付ければよい。

三・四　（略）

6　（略）

7　前項の規定によるほか、平水区域を航行区域とする旅客船（総トン数五トン未満の旅客船に限る。）又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器を備え付けなければならない。

8　（略）

9　小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項、第五項、第六項及び前項の規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。

10　（略）

11　係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じて第二項、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用を緩和することができる。

（降下式乗込装置）

**第五十八条の三**　旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだは、当該小型船舶用膨脹式救命いかだの定員分の人員が三十分以内（旅客輸送船に備え付けるものにあつては十分以内）に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置（船舶救命設備規則第四十七条の二の規定に適合するもの。第五十九条において同じ。）により乗り込むものでなければならない。ただし、水面上一・二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだにあつては、この限りでない。

**第三節**　救命設備の積付方法

（小型船舶用膨脹式救命いかだ等）

**第五十九条**　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器及び降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。

（船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部改正）

**第五条**　船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と対比し、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則 | 附　則 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| **第一条**　（略） | **第一条**　（略） |
| 二　最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付ければよい。 | 二　最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付ければよい。 |
| 三・四　（略） | 三・四　（略） |
| 5　（略） | 5　（略） |
| （新設） | （新設） |
| 6　（略） | 6　（略） |
| 7　小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。 | 7　小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。 |
| 8　（略） | 8　（略） |
| 9　係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じて第二項から第七項までの規定の適用を緩和することができる。 | 9　係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じて第二項、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用を緩和することができる。 |
| （新設） | （降下式乗込装置） |
| | **第五十八条の三**　旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだは、当該小型船舶用膨脹式救命いかだの定員分の人員が三十分以内（旅客輸送船に備え付けるものにあつては十分以内）に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置（船舶救命設備規則第四十七条の二の規定に適合するもの。第五十九条において同じ。）により乗り込むものでなければならない。ただし、水面上一・二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだにあつては、この限りでない。 |
| **第三節**　救命設備の積付方法 | **第三節**　救命設備の積付方法 |
| （小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器） | （小型船舶用膨脹式救命いかだ等） |
| **第五十九条**　小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。 | **第五十九条**　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器及び降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。 |